

アルゼンチンをめぐる動向について

2014年8月1日

＜アルゼンチンがデフォルト状態に＞

アルゼンチンは、6月16日（現地、以下同様）に米国の最高裁判所が示した判断により、2001-2002年のデフォルト（債務不履行）にかかる債務再編に応じなかった米国投資ファンドなどの一部債権者に債務全額を返済しないかぎり、債務再編に応じた債権者が保有する新債券の利払いができない状況になっていました。このため、アルゼンチンはこれらのホールドアウト債権者（債務再編に応じなかった米国投資ファンドなどの一部債権者）との事態解消に向けて協議を続けてきましたが、合意に至ることなく交渉は終了し、債務再編後の新債券の利払い猶予期限である7月30日をむかえたことから、対象債券のテクニカルデフォルト（返済のための余力はあるものの、その他の要因により支払いができない状態）に陥りました。

債務再編後の債券には、ホールドアウト債権者に対して過去の債務交換より良い条件で新たな債務交換などを行うことを禁じる条項（2014年末まで有効）が付与されており、これが交渉を困難にしたとの見方があります。アルゼンチンは交渉でホールドアウト債権者に債務再編に応じた他の債権者と同様の条件を提示したものの拒否された模様であり、アルゼンチンの民間銀行がホールドアウト債権者から債務を買い取るといった民間主導の解決策なども検討されていたようですが実現には至りませんでした。

期日までに利払いができなかったことから、格付会社のスタンダード&プアーズは、アルゼンチンの格付けを「SD（選択的デフォルト）」に、フィッチ・レーティングスは「RD（一部債務不履行）」に引き下げました。今後、債務再編後の新債券保有者らによる債券の償還前一括返済を求める動きが出てくる可能性もありえます。

なお、アルゼンチン政府は、すでに当該新債券の利払いに必要な金額を銀行口座に振り込んでいるため、同国はデフォルトには陥っていないと主張しており、債務再編に応じた債権者は米国裁判所に対して資金を要求するべきとし、法的な対抗の検討も示唆しています。

市場の反応と今後につきましては、次頁をご覧ください。

当資料のお取り扱いにおけるご注意

■当資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするために大和投資信託により作成されたものであり、勧誘を目的としたものではありません。■当資料は、各種の信頼できると考えられる情報源から作成していますが、その正確性・完全性が保証されているものではありません。■当資料の中で記載されている内容、数値、図表、意見等は当資料作成時点のものであり、将来の成果を示唆・保証するものではなく、また今後予告なく変更されることがあります。■当資料中における運用実績等は、過去の実績および結果を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。販売会社等についてのお問い合わせ⇒大和投資信託 フリーダイヤル 0120-106212（営業日の9:00～17:00） HP <http://www.daiwa-am.co.jp/>

<市場の反応と今後について>

今回のテクニカルデフォルトを受けて、アルゼンチンの外貨調達が困難になるとの見方や、アルゼンチンの景気がさらに悪化するとの見方が広がったことから、7月31日のアルゼンチンの株式市場や債券市場は下落となりました。ただし、アルゼンチンは2001-2002年のデフォルト以降、国際的な金融市場における資金調達がすでに困難な状況にあることや、今回のデフォルトがアルゼンチンの信用力を反映した全面的なものではないことを踏まえると、他国の金融市場やアルゼンチン経済への影響は前回のデフォルト時と比較すると限定的なものにとどまるという見方ができます。

アルゼンチンが、ホールドアウト債権者に対して米国裁判所で判決された金額を支払うか、ホールドアウト債権者と和解しない限り、新債券の利払いを実行することはできないため、引き続きアルゼンチンとホールドアウト債権者との交渉は継続するとみられています。事態の複雑さから解決策が見出しにくく交渉の長期化を予想する見方がある一方で、国際的な投資銀行団がホールドアウト債権者と債務の買い取り協議を開始したとの報道もあるなど事態が急速に進展する可能性もあります。事態は依然流動的なものと考えられます。

以 上

お取引にあたっての手数料等およびリスクについて

手数料等およびリスクについて

- 株式等の売買等にあたっては、「ダイワ・コンサルティング」コースの店舗（支店担当者）経由で国内委託取引を行う場合、約定代金に対して最大 1.24200%（但し、最低 2,700 円）の委託手数料(税込)が必要となります。また、外国株式等の外国取引にあたっては、現地諸費用等を別途いただくことがあります。
- 株式等の売買等にあたっては、価格等の変動による損失が生じるおそれがあります。また、外国株式等の売買等にあたっては価格変動のほかに為替相場の変動等による損失が生じるおそれがあります。
- 信用取引を行うにあたっては、売買代金の 30%以上で、かつ 30 万円以上の委託保証金が事前に必要です。信用取引は、少額の委託保証金で多額の取引を行うことができることから、損失の額が差し入れた委託保証金の額を上回るおそれがあります。
- 債券を募集・売出し等により、又は当社との相対取引により売買する場合は、その対価（購入対価・売却対価）のみを受払いいただきます。円貨建て債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、損失を生じるおそれがあります。外貨建て債券は、金利水準の変動に加え、為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。また、債券の発行者または元利金の支払いを保証する者の財務状況等の変化、およびそれらに関する外部評価の変化等により、損失を生じるおそれがあります。
- 投資信託をお取引していただく際に、銘柄ごとに設定された販売手数料および信託報酬等の諸経費、等をご負担いただきます。また、各商品等には価格の変動等による損失を生じるおそれがあります。

ご投資にあたっての留意点

- 取引コースや商品毎に手数料等およびリスクは異なりますので、上場有価証券等書面、契約締結前交付書面、目論見書、等をよくお読みください。
- 外国株式、外国債券の銘柄には、我が国の金融商品取引法に基づく企業内容の開示が行われていないものもあります。

商号等 ： 大和証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第108号

加入協会：日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、
一般社団法人第二種金融商品取引業協会